

令和3年6月4日

宿泊事業者の皆様

沖縄県文化観光スポーツ部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」に係る飲食店等への追加措置のお知らせについて

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、県内の感染状況は、全国においても過去に経験のないような拡大局面となっており、この難局を乗り越えるためには、全ての県民が一丸となって取り組んでいく必要があります。

現在、緊急事態措置指定に伴う沖縄県対処方針に基づき、飲食店等への要請について御協力をお願いしているところですが、今般の危機的状況乗り越えるべく、緊急事態宣言の措置強化を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

事業者の皆様には、ご苦労をおかけしますが県民のいのちと健康を守るために是非とも御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 飲食店等への要請に係る追加措置の概要

- ・これまで対象外として整理していた、宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）も要請の対象とします。

### 2 期 間

- ・令和3年6月7（月）～6月20日（日）  
※当該期間、要請に応じて、協力していただければ協力金の支給対象となります。

### 3 別 添

- ・特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（令和3年6月3日変更）